

協 定 書

社会保険庁（以下「甲」という。）と財団法人地方自治情報センター（以下「乙」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の10第1項第3号の規定により都道府県知事の委任を受けて行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報（法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲からの依頼に応じ、別表に掲げる事務の処理に関し、この協定書に定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（法第30条の11第1項の規定による通知に係る本人確認情報であって同条第3項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を甲に提供する。

（本人確認情報の提供の具体的方法）

第2条 本人確認情報の提供は、乙から保存期間に係る本人確認情報を磁気媒体を介して甲に提供する方法又は乙の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて甲の使用に係る電子計算機に送信する方法による。

2 乙は、毎月末日までに翌々月に20歳に到達する者の本人確認情報に係る照会結果データ（保存期間に係る本人確認情報を提供する際の乙の定める形式に従ったデータ。以下同じ。）が記録されたファイルを甲に提供する。

3 乙は、甲から住民の居住関係の確認のための照会データ（住民の居住関係の確認のための求めをする際の乙の定める形式に従ったデータ）が記録されたファイルを受け取った後、甲と乙が協議して、別に定める期間にしたがい、照会結果データ（保存期間に係る本人確認情報を提供する際の乙の定める形式に従ったデータ）が記録されたファイルを甲に返却する。

4 乙は、甲から住民の居住関係の確認のための照会データ（住民の居住関係の確認のための求めをする際の乙の定める形式に従ったデータ）が記録された電文を受信したときは、直ちに照会結果データが記録された電文を甲に返信する。

5 甲が、本人確認情報の全部又は一部の提供について、不要である旨を乙へ申し出たときは、乙は、申し出のあった月の末日から提供を取り止めるものとする。

（情報提供手数料）

第3条 甲は、乙に対し提供を受けた本人確認情報1件につき、法第30条の10第5項の規定により乙があらかじめ委任都道府県知事（法第30条の10第3項に規定する委任都道府県知事をいう。以下同じ。）の承認を受けて定めた額を、情報提供手数料として納付する。

2 乙は、あらかじめ委任都道府県知事の承認を受けて情報提供手数料の額を定めたときは、速やかに甲に通知する。

3 乙は、毎四半期の末日以降に、当該四半期分の情報提供手数料の総額を甲に請求する。

4 甲は、請求のあった日から30日以内に、当該四半期分の情報提供手数料の総額を乙に支払う。

(その他)

第4条 甲と乙は、別紙1の確認事項に従い、保存期間に係る本人確認情報の提供に係る責務を負う。

(本人確認情報の適切な管理)

第5条 甲と乙は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の本人確認情報の適切な管理のため、別紙2の措置を講じる。

- 2 乙は、第2条第2項及び第3項に規定する照会データについては、本人確認情報と同様、厳重に保護し、外部に漏えいする事を防止するための措置を講じる。
- 3 甲は、住民基本台帳ネットワークシステムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施するものとし、本人確認情報を取り扱う職員を当該研修に参加させるよう配慮する。
- 4 乙は、甲に対して前項の教育及び研修に関する技術的協力を行う。

(事務の休廃止等)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合は、本人確認情報の全部又は一部の提供を休止し、又は行わない。

- (1) 法第30条の24の規定により、乙が本人確認情報処理事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止するとき。
 - (2) 法第30条の25の規定により、乙が指定情報処理機関の指定を取り消され、又は本人確認情報処理事務等の停止を命じられたとき。
 - (3) 法第30条の26の規定により、委任都道府県知事が乙に本人確認情報処理事務等を行わせないこととしたとき。
- 2 乙は、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の本人確認情報の適切な管理のため、特に必要があると認められるときは、本人確認情報の全部又は一部の提供を停止できる。
 - 3 乙は、前2項に該当するときは、速やかに甲に通知する。

(協定の内容の変更)

第7条 甲又は乙は、協定の内容の変更を行う必要が生じた場合は、乙又は甲と協議の上、この協定の内容を変更できる。なお、この場合において、甲と乙は、書面により変更の内容を確認するものとする。

(協定書の遵守)

第8条 甲と乙は、この協定書を遵守する。

(疑義についての協議)

第9条 甲と乙は、この協定書の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、協議し、決定する。

(確認事項の締結)

第10条 情報の受け渡し方法、取扱い及び留意事項等については、「住民基本台帳ネットワークを利用した本人確認情報の授受及び取扱いに関する確認事項」によるものとし、当該確認事項は社会保険業務センターと地方自治情報センター住民基本台帳ネットワークシステム全国センターの協議により、別に定める。

附則

- 1 この協定書は、平成18年4月3日から適用する。
- 2 平成15年10月27日付けで締結された甲と乙との協定書は、本協定書の締結をもって廃止されたものとする。

この協定の証として、甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

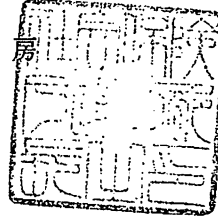
平成18年4月3日

甲

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

社会保険庁

運営部長 青柳 親房



乙

東京都千代田区一番町25番地

財団法人 地方自治情報センター

理事長 芳山 達郎



別表

事務
<p>健康保険法（大正11年法律第70号）による同法第126条第2項の事務であつて、交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>
<p>船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (2) 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請請求に対する応答 (3) 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (4) 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (2) 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請請求に対する応答 (3) 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (4) 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
<p>厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第16条第3項又は第7項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年金である給付に係る権利の決定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (2) 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請請求に対する応答 (3) 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (4) 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
<p>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (2) 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請請求に対する応答 (3) 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (4) 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
<p>国民年金法（昭和34年法律第141号）による被保険者の資格の取得の届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の資格の取得の届出を行う者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認 (2) 年金である給付に係る権利の裁定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 (3) 年金である給付に係る支給の停止の解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請請求に対する応答 (4) 受給権者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 (5) 受給権者に係る届出に関する受給権者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

確 認 事 項

- 1 ハードウェア、ソフトウェア及びネットワークについて
甲は、甲の責務により、本人確認情報の提供を受けるために必要なハードウェア、ソフトウェア及びネットワークを設置し、維持及び管理する。
- 2 甲と乙の間の磁気媒体の授受について
甲と乙の間の磁気媒体の授受に伴う媒体及び輸送に関する責務は甲が負う。
- 3 甲と乙の間の電気通信回線について
甲は、甲に設置するネットワーク機器から乙に設置する回線終端装置までの間に電気通信回線を設置し、維持及び管理する。
- 4 業務アプリケーションについて
乙は、1にかかわらず、甲に対して、次の業務アプリケーションを無償で提供する。
 - (1) 甲が設置するサーバに係る業務アプリケーション
 - (2) 甲が設置する端末に係る業務アプリケーション
- 5 操作者識別カードについて
 - (1) テスト用カードの取得
ア 甲は、テストに必要な最小限度の枚数を乙に要求し、乙は、テスト用カードの発行及び送付を行う。
イ カード発行に係る費用は無償とし、発行されたカードの授受における輸送に関する責務は甲が負う。
 - (2) 本運用カードの取得
ア 甲は、本運用に必要な枚数を乙に要求し、乙は、本運用カードの発行及び送付を行う。
イ カード発行に係る費用は有償（乙が別に定める）とし、甲の負担とする。また、発行されたカードの授受における輸送に関する責務は甲が負う。
- 6 手引書等について
乙は、甲に対して、次の手引書等は無償で提供する。
 - (1) 機器整備概要
 - (2) 外部インターフェース仕様書
 - (3) 導入手引書
 - (4) テスト手引書
 - (5) 操作手引書
 - (6) 運用保守手引書
- 7 テストその他の準備行為について
 - (1) 甲と乙は、テスト手引書に従いテストを実施するほか、所要の準備行為を行うものとする。
 - (2) 乙は、甲が行うテストその他の準備行為に対し、無償で技術的協力をを行う。

本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の
本人確認情報の適切な管理のための措置

1 用語の定義

(1) 本人確認情報提供業務

乙から甲へこの協定書別表に掲げる事務に関し、保存期間に係る本人確認情報の提供を行う業務及びそれに伴う付随業務をいう。

(2) サーバ

本人確認情報提供業務のために使用する電子計算機をいう。

(3) ファイアウォール

ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機をいう。

(4) データ

本人確認情報提供業務に当たって通知され、記録され、保存され、又は提供される情報をいう。

2 本人確認情報提供業務の適切な管理

(1) 専用回線の使用

甲のサーバと乙のサーバを結ぶ電気通信回線は、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用することとする。

(2) 通信相手相互の認証

甲のサーバと乙のサーバの間の通信については、通信相手相互の認証を行うこととする。

(3) データの暗号化

甲と乙の間の本人確認情報を提供するためのデータの交換については、データの暗号化を実施することとする。また、甲のサーバと乙のサーバの間の通信についても同様とする。

(4) アクセス管理

甲と乙は、職員に対して、電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、ファイル等に関し、必要なアクセス権限を付与することとする。特に、端末機については、管理責任者の指示又は承認を受けた者が取り扱うこととし、操作者識別カード、パスワード及び操作履歴を適正に管理することとする。

(5) 秘密鍵の厳重な管理

甲と乙は、通信相手相互の認証又はデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講じることとする。

(6) 他のソフトウェアの作動禁止

甲と乙は、サーバにおいて、本人確認情報提供業務に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないこととする。

(7) 不正プログラムの混入防止等

甲と乙は、コンピュータウイルス等の不正プログラムが混入され稼働されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講じることとする。

(8) 本人確認情報等の適切な取扱い

ア 甲と乙は、データを取り扱う者を限定することとする。

イ 大量のデータを取り扱う際には管理責任者の承認を得ることとする等、データを処理するものの牽制体制について必要な措置を講じることとする。

ウ 甲は、本人確認情報の保存を行う必要がある期間経過後遅滞なく、当該本人確認情報を確実に消去することとする。

エ 甲は、本人確認情報が記載された帳票を適切に管理することとする。

オ 甲と乙は、本人確認情報のみならず、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する技術情報、具体的な運用方法、手引書及び個人情報等も含め、これらを取り扱う職員に秘密保持義務について周知することとする。

(9) 委託を行う場合等の措置

ア 甲と乙は、本人確認情報提供業務の開発、変更、運用、保守等について、委託を行う場合は、委託事業者等の社会的信用と能力を確認することとする。

イ 甲と乙は、データ保護等のため、委託先事業者等に対し適切な監督を行うこととする。

ウ 甲と乙は、委託業務の一部を再委託する場合の制限、事前申請及び承認に関する事項を委託先事業者と取り交わすこととする。

エ 甲と乙は、要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講じることとする。

3 既設ネットワークとの接続

(1) 既設ネットワークの適切な管理

甲は、端末機の設置等のため、甲のサーバと既設ネットワークとを接続する場合は、既設ネットワークの電気通信回線について、専用回線を用い、又はそれに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講じるとともに、既設ネットワークの適切な管理を行うこととする。

(2) ファイアウォールによる通信制御

甲は、既設ネットワークと甲のサーバとの間にファイアウォールを設置し、本人確認情報提供業務に係る通信のみが可能となるよう通信制御を行うこととする。

(3) 外部との接続

甲は、既設ネットワークと外部ネットワークを接続する場合は、既設ネットワークと外部ネットワークとの間にファイアウォールを設置し、厳重な通信制御を行うとともに、接続状況の適切な管理を行うこととする。

4 甲と乙の連絡調整体制

(1) 連絡先の通知

甲と乙は、セキュリティ対策及び異常な状態が発生した際の対策の窓口となる職員の連絡先を相互に通知することとする。

(2) システム構成等の通知

甲は、乙に対し、本人確認情報提供業務に係るハードウェア、ソフトウェア等のシステム構成（甲のサーバと接続する既設ネットワークとの接続状況を含む。）を通知することとする。システム構成を変更する場合も同様とする。

(3) 本人確認情報等の適切な管理のための要請等

ア 甲と乙は、本人確認情報等の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、措置の実施について要請を行うことができることとする。

イ 甲と乙は、アの報告の求め又は要請があったときは、誠実に対応することとする。

(4) 緊急時の対応

ア 甲と乙は、本人確認情報提供業務について、障害が発生した場合又はデータの漏えいのおそれが生じた場合（甲のサーバと接続する既設ネットワークにおいて個人情報の漏えいのおそれが生じた場合を含む。）に連絡を行うこととする。

イ 乙は、アの場合に、あらかじめ定めた緊急時対応計画に基づき、必要な措置を講じることとする。甲は、乙が講じる措置に対し、必要な協力を行うこととする。

5 関連法令の遵守

甲と乙は、以下の関連法令を遵守するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
- (2) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）
- (3) 住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）
- (4) 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）